十一　平成十三年総務省告示第七百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十二　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

十三　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二二の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十四　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十四　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十五　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表八二の項を次のように改める。

八二	削除

十六　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

十七　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

一〇〇	削除

十八　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

一二	削除

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第一項の表一六の項及び一七の項を次のように改める。

一六	削除
一七	削除

第一項の表四一の項を次のように改める。

四一	削除

第一項の表五一の項を次のように改める。

五一	削除

十九　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七二の項を次のように改める。

七二	削除

第一項の表一一六の項を次のように改める。

一一六	削除

第一項の表二三〇の項を次のように改める。

二三〇	削除

第一項の表二三八の項を次のように改める。

二三八	削除

第一項の表二四九の項を次のように改める。

二四九	削除

第一項の表二六二の項を次のように改める。

二六二	削除

二十　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除

第一項の表一一〇の項を次のように改める。

110	削除